

重要事項説明書

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

[目 次]

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 建物設備の概要	1
4. 職員の配置状況	2
5. 主な職種の勤務体制	2
6. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
7. 施設を退所していただく場合	7
8. 残置物引取人	9
9. 損害賠償について	9
10. 事故発生時の対応	9
11. 非常災害の対策	10
12. 苦情の受付について	10
13. 虐待防止・身体拘束廃止の為の措置	10
14. 守秘義務に関する対策	11

1. 施設経営法人

事業者の名称	社会福祉法人 一心福祉会
事業所の所在地	沖縄県国頭郡大宜味村字津波1971番地761
代表者の氏名	理事長 山城 豊
電話番号	0980-44-2288
設立年月日	平成10年10月1日

2. 利用施設

施設の種類	指定介護老人福祉施設・平成12年3月22日指定 4771200013号
施設の目的	指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
施設の名称	特別養護老人ホーム やんばるの家
施設の所在地	沖縄県国頭郡大宜味村字津波1971番地762
電話番号	0980-44-2288
FAX番号	0980-44-2297
施設長氏名	施設長 新城 靖史
入所定員	54人

3. 建物設備の概要

居室・設備の種類	室数	備 考
2人部屋	29室	床面積657.72㎡ (1人当り11.34㎡)
食 堂	1室	〃 90.00㎡ (食堂に隣接)
機能回復訓練室	1室	〃 40.00㎡
特殊浴槽・一般浴槽	1室	〃 46.80㎡ 脱衣室(24.00㎡)
医 務 室	1室	〃 12.60㎡
静 養 室	1室	〃 12.60㎡
洗 面 所	各居室	トイレ 2ヶ所

談話コーナー	1室	床面積 19.20㎡
相談室	1室	〃 15.00㎡
玄関ロビー	1室	〃 22.50㎡

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	20.8名	19.3名
3. 生活相談員	1名	常勤の者
4. 看護職員	3.4名	3名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師	0.1名	必要数
8. 栄養士	1.5名	1名
9. 事務員	3名	1名
10. 調理員	5名	必要数

5. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
施設長	日勤：8:30～17:30
医 師	13:00～14:00 毎週 木・土 内科・外科
介護職員	早朝：7:00～16:00 日勤：7:00～17:00（リーダー） 遅番：10:00～19:00 夜勤：17:00～9:00
看護職員	早番：8:00～17:00 遅番：10:00～19:00
生活相談員	日勤：8:30～17:30

栄養士	日勤 : 8:30~17:30
調理員	早番 : 5:30~14:30 日勤 : 9:00~18:00 遅番 : 10:00~19:00
介護支援専門員	日勤 : 8:30~17:30
機能訓練指導員	日勤 : 8:30~17:30

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食 事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間 朝 食 : 8:00~9:00
 昼 食 : 12:00~13:00
 夕 食 : 17:30~18:30

③入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排 泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るうえで必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施

します。

⑥健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れ、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 5,890円	要介護2 6,590円	要介護3 7,320円	要介護4 8,020円	要介護5 8,710円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	589円	659円	732円	802円	871円
4. サービス利用に係る自己負担額（2割）	1,178円	1,318円	1,464円	1,604円	1,742円
5. サービス利用に係る自己負担額（3割）	1,767円	1,977円	2,196円	2,406円	2,613円
6. 看護体制加算ⅠⅠ・ⅡⅠ	60円＋130円				
7. 日常生活継続支援加算Ⅰ	360円				
8. 夜勤職員配置加算ⅠⅠ	220円				
9. 個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ	120円＋200円（月額）				
10. 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	14%の1割（月額）				
11. 看取り加算	144円（実施時）				
12. 科学的介護推進体制加算	40円				
13. 居室に係る自己負担額	430円～915円				
14. 食事に係る自己負担額	300円～1,445円				
15. 自己負担額合計	〇〇〇円				

※利用者負担につきましては、介護保険負担割合証に基づく額となります。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

※ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は下記の通りです。(契約書第20条、第23条参照)

1. 居室に係る自己負担額	
利用者負担第2段階・第3段階	430円
利用者負担第4段階	915円
2. 外泊時加算	246円

※ご契約者が入院された場合、空きベッドを短期契約者が利用することとします。

＜当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）＞

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます

①日額の場合

対象者		区分	居住費	食費
			多床室 (相部屋)	
・生活保護受給者 ・老人福祉年金受給者		利用者負担 第1段階	0円	300円
世帯全員 が市町村 民税非課 税者	本人の年金収入が80万円以下	利用者負担 第2段階	430円	390円
	本人の年金収入が80万円超120万以下	利用者負担 第3段階	430円	650円
	本人の年金収入が120万超			1,360円
・市町村民税課税世帯 ・市町村民税本人課税		利用者負担 第4段階	915円	1,445円

(2) (1) 以外のサービス（契約書第4条、第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

※利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容サービス

理容師・美容師の出張による理髪・散髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,000円

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。※利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤医療の提供

当施設協力機関での診療を行った場合、診療費等の支払いは利用料と合わせての支払いとなります。

⑥契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり)

ご契約者の介護度 料金	要介護1 5,890円	要介護2 6,590円	要介護3 7,320円	要介護4 8,020円	要介護5 8,710円
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第5条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払い (土・日・祝日を除く)
イ. 下記指定口座への振り込み
沖縄銀行 名護支店 店番402 口座番号 1495724
JAおきなわ大宜味支店 店番029 口座番号 0281131
【口座名義】特別養護老人ホームやんばるの家
ウ. 口座引き落とし
毎月21日(土日祝日の場合は翌日の引き落としとなります)

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	大宜味村立診療所
所在地	大宜味村字塩屋1306番地62

診療科	内科・外科・小児科
所長	金城英興

※その他大宜味歯科診療所・県立北部病院・北部地区医師会病院。

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第 15 条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上（※最高6ヶ月）遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

<契約者が病院等に入院された場合の対応について> (契約書第20条参照)
当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、短期入院の場合

1ヶ月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 19 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. 残置物引取人（契約書第 22 条参照）

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

但し、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第 22 条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

9. 損害賠償について（契約書第 12 条、第 13 条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

10. 事故発生時の対応

自己発生時には迅速に対応し、主治医の指示を仰ぎ、必要であれば医療機関の受診を検討するとともに、利用者の家族等に連絡し連携を図ります。又、再発を予防する対策を講じます。

<存在リスクの説明>

- ・転倒、転落について（1対1の）介護ではない
- ・誤嚥について（加齢による身体機能の低下）

11. 非常災害の対策

施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害にかんする具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 施設は、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 施設は、非常災害に備える為、非常用食料等を備蓄する。

災害時の対応	別に定める「やんばるの家消防計画」に則り対応を行います。
近隣との協力関係	津波区及び江洲区と防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
防災設備	スプリンクラー・自動火災報知器・誘導灯・屋内消火栓・非常通報装置・消火器・非常電源（自家発電）
消防計画等	国頭地区消防本部への届出 令和7年4月1日 防火管理者 金城正知

1 2. 苦情の受付について（契約書第 24 条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）・・・生活相談員：島川 智則
介護支援専門員：崎浜 直樹

○受付時間…毎週月曜日～金曜日（8：30～17：30）

また、苦情受付ボックスを玄関先に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

沖縄県介護保険広域連合 適正対策係	所在地 沖縄県中頭郡読谷村比謝疇 5 5 番地 電 話 0 9 8 - 9 1 1 - 7 5 0 0 F A X 0 9 8 - 9 1 1 - 7 5 0 6
国民健康保険団体連合会 介護サービス相談窓口	所在地 沖縄県那覇市西 3 丁目 1 4 番 1 8 号 (国保会館) 電 話 0 9 8 - 8 6 0 - 9 0 2 6 F A X 0 9 8 - 8 6 7 - 6 7 9 4
沖縄県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町 4 - 3 7 3 - 1 電 話 0 9 8 - 8 8 2 - 5 7 0 4 F A X 0 9 8 - 8 8 2 - 5 7 1 4

1 3. 虐待防止・身体拘束廃止の為の措置

（1）虐待防止

研修を通じて職員の人権意識の向上、相談できる体制・機会をつくります。

（2）身体拘束廃止

ご契約者に対し、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為は行いません。但し、ご契約者等の生命又は身体に危険がある場合は、緊急やむを得ない場合は、次のとおり対応します。

- ・緊急やむを得ない場合に該当する場合は、身体拘束廃止委員会で検討します
- ・緊急やむを得ないと判断した場合は、家族等へその内容・目的・理由・拘束の期間等を詳細に説明し同意を得たうえで行います
- ・拘束期間は、ご契約者の日々の心身の状態等を観察し記録します
- ・その要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束廃止委員会で検討し身体拘束を廃止します。

1 4. 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者及びご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

令和 年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 やんばるの家
説明者職名 介護支援専門員 氏名 崎浜 直樹 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

代理署名者 _____ 印

サービス事業者	指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームやんばるの家
指定番号	沖縄県4771200013号
住 所	沖縄県国頭郡大宜味村字津波1971番地762
電 話	0980-44-2288
事 業 者	社会福祉法人一心福社会
代 表 者	理 事 長 山 城 豊 印

以上のとおり重要事項説明し、同意を得ましたので本書を2通作成し、各々1通を保有することとします。